

人口呼吸器等電源を要する医療的ケア児者等の災害時個別避難計画

災害対策基本法と個人情報保護法に基づく
個別避難計画に関する個人情報の取扱いについて

研修の目的

個別避難計画の作成や共有にあたって、個人情報を適切に取り扱いできるよう、災害対策基本法や個人情報保護法の関連規定を確認し、理解を深めます。

さらに、

「なぜ情報共有が必要なのか」

「どの範囲まで提供できるのか」

を理解し、個人情報の取扱いに対する不安を解消し、発災時に備えた避難訓練や情報共有等の取組が促進されるようになることを目的とします。



個別避難計画作成・共有に関する同意の取得

個別避難計画の作成にあたっては、あらかじめご本人及び支援者となる方から、

○個人情報の提供 ○個別避難計画の共有 について、同意を得ます。

○個人情報提供に関する同意

○ご本人から、計画作成及び計画作成に必要な個人情報を提供いただくことについて同意を得ます。（災害対策基本法第49条の14第1項）

○支援者となる方から、個別避難計画に名前及び連絡先を記載することについて同意を得ます。（個人情報保護法第16条、第23条）

○個別避難計画を支援者間で共有することに関する同意

○ご本人及び支援者となる方から、個別避難計画を支援者の間で共有することについて同意を得ます。（災害対策基本法第49条の15第2項）



個別避難計画の共有の必要性と根拠

災害対策基本法第49条の15第2項では
「市町村長は、あらかじめ避難支援等関係者に個別避難計画を提供できる」
と明記されています。

これは、災害が発生してから情報を集めていては安否確認や避難支援が間に合わない可能性があることを踏まえ、平常時からの共有を促すための規定です。

また、支援者間の役割分担が事前に明確化されるため、発災時における混乱や、複数の支援者が繰り返し安否確認を行うといった重複支援を避けられます。

実効性ある避難支援を可能にするため、事前の準備と情報の共有が法律上も担保されています。



個別避難計画の共有にあたっての個人情報の取扱い

個別避難計画の共有にあたっては、
災害対策基本法において、

- ①支援者に対する秘密保持義務（第49条の17）
- ②市町村に対する計画情報の漏洩防止のために
必要な措置を講ずる努力義務（第49条の16）

が定められています。

①支援者に対する秘密保持義務（第49条の17）

○秘密保持義務の内容

個別避難計画には、名前や住所などの情報だけでなく、対象者の病気や障害といったより配慮が必要な個人情報が含まれています。

このため、こうした秘密を他者に漏らすことのないよう注意する必要があります。

秘密の保持について、対象者やその家族等からの信用が十分に得られなくなると、計画作成に対する不安が増し、地域の「共助」による避難支援等の取組を後退させ、個別避難計画制度の取組を後退させてしまう恐れがあります。

○義務に違反した場合

対象者の知人・友人、あるいは福祉・医療関係事業所の方などの場合、支援者となって個人情報を共有することへの心理的負担に配慮し、守秘義務違反に対する罰則は設けられていません。

②市町村に対する計画情報の漏洩防止のために必要な措置を講ずる努力義務（第49条の16）

○漏洩防止のための必要な措置とは

支援者に個別避難計画を共有するにあたっては、支援者自身に守秘義務を課すだけでなく、市町村にも、個人情報の漏洩防止のための取組を行うことを義務付けています。

○漏洩防止の具体的な例

- ・個別避難計画は、計画に記載した対象者の関係者に限り共有します。
- ・個別避難計画を施錠可能な場所で保管すること。また、必要以上に複製しないように説明すること。
- ・個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。 等

横浜市における具体的漏えい防止の取組

○クラウドを活用したシステムによる情報共有

個別避難計画の作成・共有は、紙ではなく、システムによってのみ行います。

- ・計画の保管はセキュリティを確保されたLG-WAN上のサーバに保管
- ・システムを利用する人は、計画に記載された支援者に限定
- ・システムへのログインには2段階認証が必要
- ・システムではデータのコピーや印刷不可



○個人情報保護に関する注意喚起

個別避難計画の作成・共有に関する個人情報の取扱いについて説明した資料を支援者へ提供します。

個別避難計画の共有にあたっての具体的注意事項



まとめ

災害時個別避難計画は、作って終わりではなく、日頃から支援者の間で情報共有や訓練を行い、発災時に「活用できる状態」にしておくことが重要です。

そのためには、支援に関わる人々が個人情報について理解を深め、適切に情報を扱えるようにしておくことが不可欠です。

法律の知識やルールを覚えるだけでなく、実際に起こり得るリスクを普段から想定しておくことで個人情報の取扱いに対する不安を解消し、ご本人・ご家族、支援者の皆様、行政が連携して、発災時に備えた「命を守る」取組を進めていきましょう。